エネルギー等発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備を除く。）、送電設備（発電所内に存する送電設備を含む。）、変電設備（発電所内に存する変電設備を含む。）、配電設備（発電所内に存する配電設備を含む。）、業務設備、休止設備、貸付設備及び事業外固定資産の固定資産帳簿価額（リース資産及び資産除去債務相当資産を除く。以下同じ。）を算定し、これらを合計した額（以下「固定資産合計額」という。）を算定すること。

この際、一の発電所内に存する発電設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部に共通して利用される設備の固定資産帳簿価額については、当該発電所ごとの当該発電設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部の帳簿価額比を用いて発電設備、送電設備、変電設備及び配電設備の固定資産帳簿価額に整理して算定すること。

2）　電気事業財務費用に、次の割合を乗じて得た額を、それぞれ次の費用に配分することにより整理すること。

水力発電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　水力発電費
火力発電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　火力発電費
原子力発電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　原子力発電費
新エネルギー等発電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　新エネルギー等発電費
送電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　送電費
変電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　変電費
配電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　配電費
業務設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　一般管理費
休止設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　休止設備費
貸付設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　貸付設備費
事業外固定資産の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　営業外費用

②　①により整理された休止設備費、貸付設備費及び営業外費用を特定需要・一般需要外部門の欄に整理すること。

⑵　送電費、変電費及び配電費（⑴により整理されたものを含む。）のうち、電源線に係る託送料及び減価償却費並びにこれらに対応する設備に係る電気事業財務費用（支払利息に限る。）を、それぞれ発生の主な原因に応じて、水力発電費、火力発電費、原子力発電費及び新エネルギー等発電費に配分することにより整理すること。

⑶　一般管理費（⑴により整理されたものを含む。以下この⑶において同じ。）を、次の方法により、水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電費、送電費、変電費、配電費及び販売費（以下「８部門」という。）に配分することにより整理すること。

①　一般管理費を、会計規則別表第２第５表（電気事業営業費用明細表）の費用項目（以下「営業費用項目」という。）ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り８部門に直課すること。

②　①の整理により難い費用を、別表第３に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに整理すること。

⑷　水力発電費、火力発電費及び新エネルギー等発電費（⑴から⑶までにより整理されたものを含む。以下この⑷において「水力・火力・新エネルギー等発電費」という。）を、それぞれ、次の方法により、離島供給に係る費用（以下「離島供給費用」という。）及び離島供給費用以外の費用（以下「非離島供給費用」という。）に整理し、非離島供給費用に整理された水力・火力・新エネルギー等発電費を、事業者の旧供給区域内の電気の周波数の値の維持等であって離島以外の旧供給区域に係るものに係る費用（以下「アンシラリーサービス費用」という。）及びアンシラリーサービス費用以外の費用（以下「非アンシラリーサービス費用」という。）に配分することにより整理すること。

①　水力・火力・新エネルギー等発電費を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り離島供給費用又は非離島供給費用に直課すること。

②　①の整理により難い費用を、営業費用項目ごとに、別表第４に定める活動帰属基準又は配賦基準により、離島供給費用又は非離島供給費用に配分することにより整理すること。

③　①及び②により整理された非離島供給費用を、次の方法により、アンシラリーサービス費用及び非アンシラリーサービス費用に整理すること。

1）　事業者が離島以外において保有する水力発電設備、火力発電設備及び新エネルギー等発電設備のうち、電気の周波数の値の維持等を行うために発電出力の増加又は減少を行う発電設備の営業費用項目ごとの額のうち販売電力量にかかわらず必要なものについては、営業費用項目ごとに、配賦基準（当該発電設備の最大出力に対する電気の周波数の値の維持等のために増加する発電出力又はそれ以外の発電出力に占める割合をいう。）を用いてアンシラリーサービス費用又は非アンシラリーサービス費用に整理すること。

2）　1）以外の営業費用項目ごとの額を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、アンシラリーサービス費用又は非アンシラリーサービス費用に整理すること。

⑸　変電費（⑴から⑶までにより整理されたものを含む。以下この⑸において同じ。）を、次の方法により、低圧需要、高圧需要及び特別高圧需要のいずれにも応じて使用される変電設備に係る費用（以下「受電用変電サービス費用」という。）及び受電用変電サービス費用以外の費用（以下「配電用変電サービス費用」という。）に配分することにより整理すること。

①　変電費を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り受電用変電サービス費用又は配電用変電サービス費用に直課すること。

②　①の整理により難い費用を、別表第３に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに、受電用変電サービス費用又は配電用変電サービス費用に配分することにより整理すること。

⑹　配電費（⑴から⑶までにより整理されたものを含む。以下この⑹において同じ。）を、次の方法により、引込線、計器、電流制限器、屋内配線の調査及び測定並びに検針に係る費用（以下「配電需要家費用」という。）並びに配電需要家費用以外の費用に配分することにより整理し、配電需要家費用以外の費用を、低圧需要のみに応じて使用される配電設備に係る費用（以下「低圧配電費用」という。）及び低圧配電費用以外の費用（以下「高圧配電費用」という。）に配分することにより整理すること。

①　配電費を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、配電需要家費用又は配電需要家費用以外の費用に配分することにより整理すること。

②　①により整理された配電需要家費用以外の費用を、営業費用項目ごとに、低圧配電設備の建設費及び高圧配電設備の建設費の比率により、低圧配電費用又は高圧配電費用に配分することにより整理すること。

⑺　販売費（⑶により整理されたものを含む。以下この⑺において同じ。）を、次の方法により、離島供給費用及び非離島供給費用に整理し、非離島供給費用に整理された販売費を、給電設備に係る費用（以下「給電費用」という。）、調定及び集金に係る費用（以下「販売需要家費用」という。）並びにその他販売費用（以下「一般販売費用」という。）に配分することにより整理し、給電費用を、一般送配電事業等に係る費用（以下「ネットワーク給電費用」という。）及びネットワーク給電費用以外の費用（以下「非ネットワーク給電費用」という。）に配分することにより整理し、販売需要家費用を、一般送配電事業等に係る費用（以下「ネットワーク販売需要家費用」という。）及びネットワーク販売需要家費用以外の費用（以下「非ネットワーク販売需要家費用」という。）に配分することにより整理し、一般販売費用を、一般送配電事業等に係る費用（以下「ネットワーク一般販売費用」という。）及びネットワーク一般販売費用以外の費用（以下「非ネットワーク一般販売費用」という。）に配分することにより整理すること。

①　販売費を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り離島供給費用又は非離島供給費用に直課すること。

②　①の整理により難い費用を、営業費用項目ごとに、別表第４に定める活動帰属基準又は配賦基準により、離島供給費用又は非離島供給費用に配分することにより整理すること。